

投票用紙等の請求手続について

特例郵便等投票をする方は、以下の方法により投票用紙及び投票用封筒を選挙管理委員会に請求いただく必要があります。

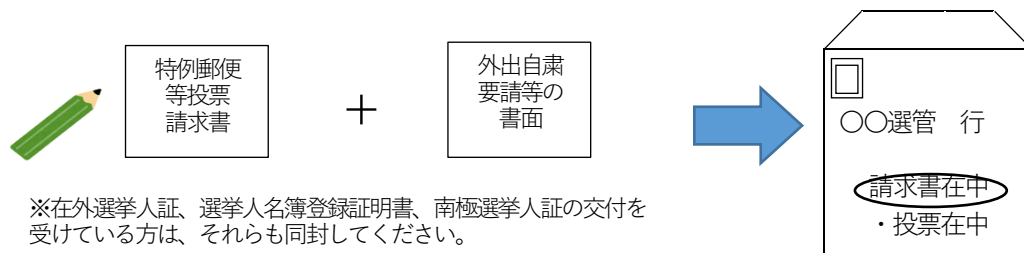
- ①特例郵便等投票の投票用紙等の請求を請求書により行ってください。また、請求書を郵送する際は料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

※請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、鶴田町選挙管理委員会のHPに掲載されています。ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。鶴田町選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

- ②一連の作業をされる前に必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ③請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。

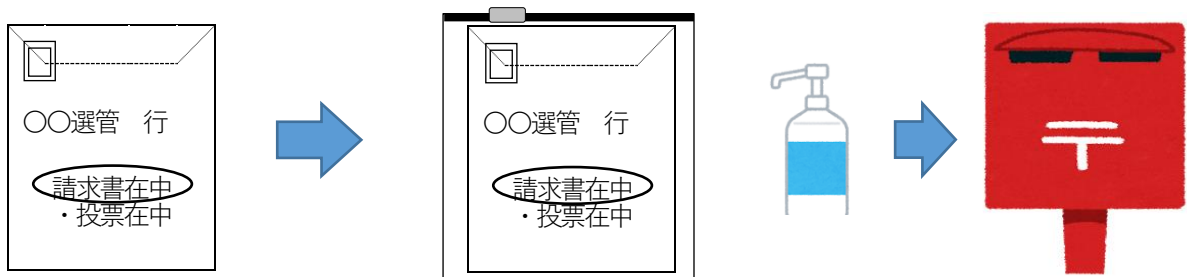


- ④請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明ケース等に封入し、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、患者ではない同居人や知人等（方）に投かんを依頼してください。

※日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。

※同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和5年4月9日執行の青森県議会議員一般選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいのので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

_____年__月__日

鶴田町選挙管理委員会委員長 殿

1 請求者	フリガナ	
	氏名（署名）	
	住所	〒 _____
	連絡先 電話番号	(_____)
	メールアドレス	
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 住所以外（以下に記載） 〒 _____	
3 提示（同封） する文書	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面（次の①～③のいずれかを選択） <input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示（同封）をすることができない旨申し出ます。 （次の(a)を記入した上で、(b)又は(c)のいずれかを記入） (a)理由 <input type="checkbox"/> 保健所から外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> 医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や医療機関を受診した陽性者として、健康フォローアップセンター等（※）に登録したため ※ 自治体によって、名称が異なる場合があります。 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (b)保健所又は検疫所の名称（ _____ ） (c)登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体（ _____ ） (2) その他の文書（該当する場合のみ選択） <input type="checkbox"/> 在外選挙人証（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合） <input type="checkbox"/> 選挙人名簿登録証明書（選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合） <input type="checkbox"/> 南極選挙人証（南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合）	
4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請	<input type="checkbox"/> 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。	

備考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合は所在地を明確に書いてください。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置（特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置）に係る書面（次のいずれかの書面）を提示（同封）してください（当該書面は、投票用紙等と併せて返送します）。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面（同法施行規則第23条の4第1項イ 検疫法による外出自粛要請（同法第14条第1項第3号）に係る書面（同法施行規則第4条の3）
 - ウ 検疫法による隔離・停留の措置（同法第14条第1項第1号又は第2号）により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
 - エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面（同法第18条第1項）
- 特別の事情により備考3の書面の提示（同封）をすることができない場合（特例法第3条第2項ただし書）は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示（同封）し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合（特例法施行令第1条第2項第1号）には、表中4にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。

この請求書の記載及び封筒への封入等を行うに当たっては、マスクの着用や手指衛生等により感染拡大の防止に努めてください。

特例郵便等投票請求書

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第3条第1項の規定により、令和5年4月9日執行の青森県議会議員一般選挙において、次の現在する場所で郵便等による投票を行いたいのので、特例法施行令第1条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和5年●月●日

鶴田町選挙管理委員会委員長 殿

1 請求者	フリガナ	センキョ タロウ	必ず自分で記載(自筆)してください。
	氏名(署名)	選挙 太郎	
	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○○ △丁目△番△号 ●●マンション●●号室	
	連絡先	電話番号	090 (5678) ●●●●
	メールアドレス	abc123@samp1e.xx.jp	
2 現在する場所 (投票用紙等送付先)	<input type="checkbox"/> 住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 住所以外(以下に記載) 〒100-●●●● ○○県○○市○○町 △丁目△番△号 ●●ホテル メールアドレスを持って いれば記載してください。		
3 提示(同封)する文書 (外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面の)	(1) 外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面(次の①～③のいずれかを選択) <input type="checkbox"/> ① 感染症法による外出自粛要請に係る書面 <input type="checkbox"/> ② 検疫法による外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 上記の書面の提示(同封)をすることができない旨申し出ます。 (次の(a)を記入した上で、(b)又は(c)のいずれかを記入) (a)理由 <input type="checkbox"/> 保健所から外出自粛要請又は隔離・停留の措置を受けたが、書面を交付されていないため <input type="checkbox"/> 交付された書面を紛失したため <input type="checkbox"/> 医療機関を受診せず自ら検査キットで陽性を確認した者や医療機関を受診した陽性者として、健康フォローアップセンター等(※)に登録したため ※ 自治体によって、名称が異なる場合があります。 <input type="checkbox"/> その他() 保健所又は検疫所の名称() 登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体() 書(該当する場合のみ選択)		
4 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請	<input type="checkbox"/> 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。		

書面の提示ができない場合は③を選択し、理由及び要請等のあった保健所等の名称を記載してください。
 ただし、健康フォローアップセンター等に登録した場合は、登録した健康フォローアップセンター等の名称及び当該フォローアップセンター等の設置主体である自治体を記載してください。

備考

- 氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
- 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されますので、住所以外の場合住所所在地を明確に書いてください。
- 請求に当たっては、外出自粛要請又は隔離・停留の措置(特例法第2条第1号の外出自粛要請又は同条第2号の隔離・停留の措置)に係る書面(次のいずれかの書面)を提示(同封)してください(当該書面は、投票用紙等と併せて返送します。)
 ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による外出自粛要請に係る書面(同法施行規則第23条の4第1項)
 イ 検疫法による外出自粛要請(同法第14条第1項第3号)に係る書面(同法施行規則第4条の3)
 ウ 検疫法による隔離・停留の措置(同法第14条第1項第1号又は第2号)により宿泊施設内に収容されている者であることを検疫所長が証する書面
 エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による就業制限の通知に係る書面(同法第18条第1項)
- 特別の事情により備考3の書面の提示(同封)をすることができない場合(特例法第3条第2項ただし書)は、表中3(1)③にチェックを入れ、理由その他必要事項を書いてください。
- 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の場合は在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員の場合は選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証の交付を受けている選挙人の場合は南極選挙人証をそれぞれ提示(同封)し、表中3(2)の該当する欄にチェックを入れてください。
- 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、住所の移転後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請する場合(特例法施行令第1条第2項第1号)には、表中4にチェックを入れてください。
- この請求書の提出は、代理の方により行うことができます。